

# ほっかいどうの社会保障

2009年3月24日

北海道社会保障推進協議会

## 「第5回北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会」傍聴報告

3月23日に道広域連合運営協議会が開かれました。今回の協議会は、①事業実施状況、②資格証明書の運用、③医療費通知に係る検討状況を議題として開催されました。

協議会には甲斐事務局長が委員として参加しています。会議の内容についてお知らせします。

## 「本年8月の被保険者証の更新時において、資格証明書交付の対象となりうる者について、資格証明書を発行せず、短期被保険者証を交付する」しかし、その後は資格証明書発行に含みが

### 【資格証明書の運用について】

事務局より「平成21年8月における資格証明書の交付について」の説明を受けました。

内容は、以下の通りです。

#### 〈09年8月における資格証明書交付に関する措置〉

「本年8月の被保険者証の更新時において、資格証明書交付の対象となりうる者について、資格証明書を発行せず、短期被保険者証を交付する」

#### 〈その後の措置〉

「短期被保険者証の更新時（H22.2.1）において、短期被保険者証が交付されている者の中から、資格証明書の交付を判断することになる。その際には、今後規定する取扱基準に基づいて交付の判断を行う」

つまり、今年8月の保険証切り替え時には資格証明書を発行せず、短期証の発行とするが、その後は国の決める基準に基づいて交付するというものです。その理由に、国が未だに基準を示していないことをあげています。

3月17日の参院厚生労働委員会で、小池晃議員の質問に対して、舛添厚労相は「しゃくし定規に期限が来たからといって資格証明書を出すような冷たい扱いをしてはならない」と答えています。広域連合は「国の基準待ち」の状況です。国に対する「資格証明書を発行するな」の運動が重要です。

## 「医療費通知は画一的な発行をやめ、H22年度から希望者のみに行う」

### 【医療費通知について】

事務局から、扱いについて以下の説明がありました。

#### 〈医療費通知の取扱〉

「国において、医療費の通知の実施を義務づけるなどの特段の措置がとられない限り、医療費通知をこれまでのように対象者全員に画一的に発行する方式から希望者のみに対して発行する」「H21年度を準備期間と位置づけ、当初の3回から2回とするとともに、H22年度からの実施に向けて検討する」

医療費通知をやめる理由に事務局は、①国庫補助事業の対象外とされた、②運営協議会で委員の多くから実施を疑問視する意見が出された、③費用の全額を負担している市町村の財政事情が厳しいことをあげています。現在、医療費通知を行っていないのは長野県と島根県の2県です。

各委員からは、自分たちの意見が実現したことに歓迎の意見が相次ぎました。

いのち・暮らし・雇用を守れ！

**3.29道民大集会へ**

消費税増税許すな・後期高齢者医療制度廃止

**4.1全道一斉宣伝行動**